

熊本県土木部 I C T活用工事（作業土工（床掘工））試行要領
（令和 8 年（ 2 0 2 6 年） 8 月 1 5 日一部改定）

第 1 条（趣旨）

この要領は、建設現場の生産性向上を図るため、熊本県土木部が発注する建設工事において、「I C Tを全面的に活用する工事」（以下、「I C T活用工事」という。）を試行するにあたり、必要な事項を定めるものとする。なお、I C T活用工事の対象工事及び工種のうち、受注者が I C T活用を希望し、受発注者間で協議が整った場合に I C T活用工事を施工できる「受注者希望型」を実施するものとする。

第 2 条（I C T活用工事（作業土工（床掘工）））

1 I C T活用工事における作業土工（床掘工）

I C T活用工事（作業土工（床掘工））とは、次に示す①（選択）②③⑤の全てもしくは一部の施工プロセスにおいて I C Tを活用する工事とする。

- ① 起工測量（選択）
- ② 3次元設計データ作成
- ③ I C T建設機械による施工
- ④ 該当無し（3次元出来形管理等の施工管理）
- ⑤ 3次元データの納品

I C T活用工事（作業土工（床掘工））は I C T活用工事（土工）又は I C T活用工事（土工 1000m3 未満）（導入型）の関連施工工種として実施することとする。

施工プロセス区分	ICT 全活用	ICT 一部活用
①3次元起工測量	○	—
②3次元設計データ作成	○	○
③ICT建設機械による施工	○	○
④3次元出来形管理等の施工管理（該当なし）	—	—
⑤3次元データの納品	○	○

〈内容〉

① 3次元起工測量

起工測量を必要とする場合は、従来手法による起工測量を原則とするが、I C T土工等で取得した 3次元起工測量データがある場合は、積極的に活用する。

また、3次元測量データを取得するため、下記 1）～ 7）から選択（複数選択可）して起工測量を実施してよいものとする。

- 1）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

3次元MCまたは3次元MG建設機械により施工を実施する場合、①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建設機械による施工を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

以下1) 2) に示すICT建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和7年3月31日 国土交通省告示第240号）付録1 測量機器検定基準2－6の性能における検定基準を満たすこと。

1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械※

※MC：「マシンコントロール」の略称、MG：「マシンガイダンス」の略称
建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の掘削等を実施する。

2) 2次元MG建設機械

建設機械の作業装置の標高をリアルタイムに取得し、オペレーターが設定した基準面との標高差を表示することにより、建設機械の作業装置を誘導する2次元マシンガイダンス技術を用いて、河川、海岸、道路土工の掘削等を実施する。

ただし、現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合もICT活用工事とするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

基本的に作業土工であるため該当なし

⑤ 3次元データの納品

当該工事で作成した3次元データを電子納品する。

ただし、第2条1-②において、3次元起工測量を実施した場合は、取得した3次元測量データも3次元データ納品の対象とする。

2 監督・検査

上記のほか、監督・検査についても、3次元データに対応した関連要領等最新のものにより実施するものとする。

第3条（対象工事）

I C T活用工事（作業土工（床掘工））の対象工事は、I C T活用工事（土工）又はI C T活用工事（土工 1000m³未満）（導入型）において作業土工（床掘工）を含む工事のうち、現場条件等から施工性を勘案し、発注者が指定する工事とする。

なお、I C T活用工事の対象規模は、以下の作業土工（床掘工）を含む工事とする。

- ・ 平均施工幅 2 m以上の土砂の掘削等である床掘り（3次元MCまたは3次元MG建設機械のみ）
- ・ 平均施工幅 1 m以上 2 m未満の土砂の掘削等である床掘り
- ・ 平均施工幅 1 m未満の土砂の掘削等である床掘り

第4条（I C T活用工事（作業土工（床掘工））の実施方法）

1 実施方法

I C T活用工事（土工）又はI C T活用工事（土工 1000m³未満）（導入型）における関連施工工種とするため、I C T活用工事（作業土工（床掘工））単独での発注及び単独での実施は行わない。

2 発注における施工条件の明示

対象工事の発注にあたっては、特記仕様書にその旨を記載する。記載例を別添1のとおり示すが、記載例にないものについては、別途作成するものとする。

3 工事費の積算

（1）受注者希望型における積算方法

発注者は、発注に際してはI C Tを活用しない従来工法で積算を実施する。

契約後、I C T活用工事（作業土工（床掘工））を実施することが受発注者間で協議が整った場合、「熊本県土木工事標準積算基準書」及び国土交通省から発出されている積算要領（《表－1．積算要領》参照）に基づき設計変更する。

なお、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費については、受注者にその費用について見積依頼を行い、経費を計上する。

《表－1．積算要領》

区分	準用する要領の名称	発行元
作業土工 （床掘工）	別紙－8 I C T活用工事（作業土工（床掘工））積算要領	国土交通省

第5条（ICT活用工事（作業土工（床掘工））の実施手続）

1 実施手続き

受注者は、第2条①②③⑤の全てもしくは一部の施工プロセスにおいてICTを活用した工事を行う希望がある場合、発注者へ協議書でICT活用工事計画書（別添－2）及び内容等が確認できる資料を提出し、協議が整った場合にICT活用工事（作業土工（床掘工））として実施することが出来る。

2 実施フロー

ICT活用工事（作業土工（床掘工））の実施フローについては、原則、別添－3によるものとする。

第6条（ICT活用工事（作業土工（床掘工））に適用する要領、基準類）

ICT活用工事（作業土工（床掘工））を実施した場合の施工に伴い必要となる調査・測量・施工・電子納品・検査についての要領・基準類は、ICT活用工事（作業土工（床掘工））に関する国土交通省の最新の要領、基準類により実施する。

受注者は、使用する基準類を施工計画書に明示（国土交通省の最新の要領等を参考に使用する基準類を抜粋し、制定・改定日欄を最新のものを記載）し、施工を開始すること。

第7条（施工管理・監督・検査）

ICT活用工事（作業土工（床掘工））を実施するに当たっては、ICT活用工事（作業土工（床掘工））に関する国土交通省の最新の要領、基準類により施工管理・監督・検査を実施するものとし、監督職員及び検査員は、受注者に従来手法との二重管理を求めないものとする。

発注者は、受注者が3次元設計データ作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与するほか、ICT施工技術を活用する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

また、監督・検査に係る機器（3次元データを閲覧可能なパソコン等）は受注者が準備するものとする。

第8条（その他）

本要領によるICT活用工事の実施にあたり疑義が生じた場合は、受発注者が協議した上で対応するものとする。

附則

この要領は、令和4年8月1日以降の入札公告、指名競争入札通知又は見積依頼通知から適用する。

附則

この要領は、令和5年8月1日以降の入札公告、指名競争入札通知又は見積依頼通知から適用する。

附則

この要領は、令和6年8月15日以降の入札公告、指名競争入札通知又は見積依頼通知から適用する。

附則

この要領は、令和7年8月15日以降の施行伺い決裁分の工事から適用する。

附則

この要領は、令和8年8月15日以降の施行伺い決裁分の工事から適用する。

別添－1 特記仕様書の記載例

別添－2 ICT活用工事（作業土工（床掘工））の計画書

別添－3 ICT活用工事の実施フロー

別添－4 3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費の見積

2.特記仕様書の記載例(「受注者希望型」)(ICT活用工事)(※ICT港湾浚渫除く)

第〇〇条 ICT活用工事について(「受注者希望型」)

- 1 本工事は、ICT活用工事(〇〇※¹)の対象工事である。

※1：ICT活用工事の主たる工種を1つ指定し、上記〇〇に記載する土工(1000m³未満(導入型)含む)、舗装工、舗装工(修繕工)、河川浚渫、地盤改良工、法面工、構造物工(橋脚・橋台)、構造物工(橋梁上部)基礎工、擁壁工

(補足説明) 工事成績評定対象外工事については、下記を記載する

2 工事成績評定について

本工事については、工事成績評定の対象外工事である。

3 出来形管理について

河川等の維持掘削、崩土取り除き等をICT活用工事(土工)として実施する場合は、河川土工(掘削工)・砂防土工(掘削工)・道路土工(掘削工)の出来形管理基準を準用するものとする。

- 4 ICT活用工事とは、次に示す①～⑤の全てもしくは一部の施工プロセスにおいてICTを活用する工事とする。ただし、一部活用の場合は、対象工種の「熊本県土木部ICT活用工事試行要領」に示すタイプのいずれかを採用することとする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成(必須)
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品(必須)

- 5 受注者は、前項の全てのプロセスもしくは一部の施工プロセスにおいてICT活用工事を行う希望がある場合、発注者へ協議書でICT活用工事の計画書(別添－2)及び内容を確認できる資料を提出し、協議が整った場合にICT活用工事として実施することが出来る。

- 6 受注者は、第1項で指定した工種に加え、その他の工種においてもICT活用施工を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合に、他工種についてもICT活用工事として実施することができる。

- 7 ICT活用工事の実施に当たっては、本特記仕様書及び対象工種の「熊本県土木部ICT活用工事試行要領」によることとし、疑義が生じた場合又は記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

8 ICT活用工事の費用について

受注者が、契約後、施工計画書の提出までに発注者との協議が整い、ICT活用工事を実施する場合は、対象工種の「熊本県土木部ICT活用工事試行要領」に基づき、設計変更の対象とする。

9 ICT活用効果の検証について

ICT 活用工事を実施した場合、以下のアドレスから ICT 活用による効果に関する調査について、Logo フォームにより回答し、入力フォームの確認画面から「入力内容を印刷する」により PDF データを ICT 活用工事実施報告書として竣工書類に添付提出すること。

回答 URL: <https://logoform.jp/form/x4b6/968375>

(統一様式名称：様式－9)

工事打合せ簿

発議者		□発注者 ■受注者		発議年月日		年 月 日	
発議事項		☐ 指示 ☒ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 報告 ☐ 提出 ☐ その他 ()					
工事名		○○○○線○○○○(●●●)工事 《注:契約書の名称を記載》					
(内容) (記載例) ICT活用工事の希望について(受注者希望型) 特記仕様書「第〇条 ICT活用工事について」により、ICT活用施工を希望しますので、別添ICT活用工事(○○ ^{※1})計画書及びICT活用施工の概要・範囲図のとおり協議します。 ^{※1} ○○には該当工種を記載すること (例:土工、舗装工、舗装工(修繕工)、浚渫工(河川)、地盤改良工、法面工、付帯構造物設置工、作業土工(床掘)、土工 1000m3未満(導入型)、構造物工(橋脚・橋台)など)							
添付図 ICT活用工事計画書、ICT活用施工の概要、ICT活用施工範囲図							
処理	発注者	上記について ☒ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 受理 します。 (記載例) 協議事項について、ICT活用工事(○○^{※1})の実施を指示する。 本工事では、3次元起工測量・3次元設計データ作成が必要となるので、実施されたい。このことについて、見積もりを提出すること。 なお、ICT活用工事の実施に係る費用は、対象工種の「熊本県土木部ICT活用工事試行要領」に基づき算出する。 ^{※1}○○には該当工種を記載すること (例:土工、舗装工、舗装工(修繕工)、浚渫工(河川)、地盤改良工、法面工、付帯構造物設置工、作業土工(床掘)、土工 1000m3未満(導入型)、構造物工(橋脚・橋台)など) 年月日: 年 月 日					
	受注者	上記について ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 受理 します。 ☐その他 年月日: 年 月 日					

主管課長	班 長	参 事	監督員	課員

現 場 代理人	主 任 (監 理) 技術者

【別添－２（作業土工（床掘工））】

令和8年8月改定

ICT活用工事（作業土工（床掘工））計画書

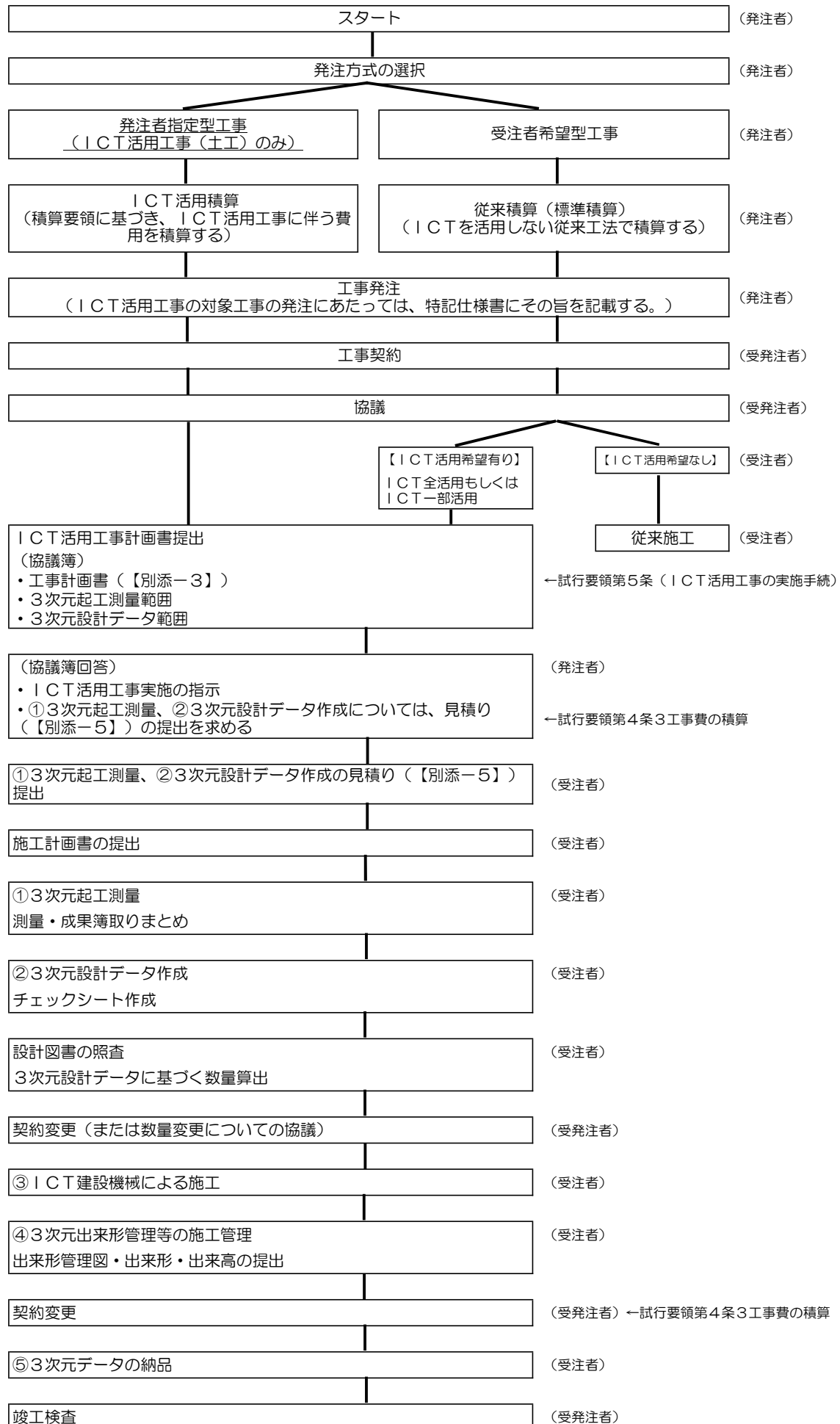
チェック欄 ※実施項目に☑	施工プロセスの 段階	作業内容	採用する 技術番号	技術番号・技術名
☐	①3次元起工測量			1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 5) TS等光波方式を用いた起工測量 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 7) RTK－GNSSを用いた起工測量
☐	②3次元設計データ作成			
☐	③ICT建設機械による施工	作業土工（床掘工）		1) 3次元MC または 3次元MG 建設機械 2) 2次元MG建設機械 ※MC:「マシンコントロール」の略称、MG:「マシンガイダンス」の略称 ※採用する機種及び活用作業工種・施工範囲（別途平面図等による）については、受注後の協議により決定する。 ※当該工事に含まれる左記作業の工種のいずれかで、ICT建設機械を活用すれば良い。
☐	④3次元出来形管理等の施工管理			
☐	⑤3次元データの納品			※作業土工（床掘工）における3次元データの納品の費用、外注経費等の費用計上は行わない。

注1) ICT活用工事の詳細については、「ICT活用工事（作業土工（床掘工））試行要領」及び特記仕様書によるものとする。

注2) 採用する技術番号欄には、複数以上の技術を組み合わせて採用しても良い。
（「採用する技術番号」欄の記載例：「1」、「1, 3」）

注3) 一部活用の場合は、下表にあるタイプを採用すること。

施工プロセス区分	ICT 全活用	ICT 一部活用
①3次元起工測量	○	—
②3次元設計データ作成	○	○
③ICT建設機械による施工	○	○
④3次元出来形管理等の施工管理（該当なし）	—	—
⑤3次元データの納品	○	○



見積依頼（例）

【別添－４】
令和4年8月改定

報告希望日： 令和●年●月●日

調査条件： 特になし

工 事 名： ●●●●●工事

会社名	
役職/氏名	
TEL	

番号	資材名	規格(形状寸法・品質規格)	単位	使用 (予定) 数量	市況ゾーン	特記事項	図面番号
1	3次元起工測量費	ICT活用 施工規模〇〇m2 (諸経費を含む)	式	1	熊本	詳細は見積 条件のとおり	—
	1. 作業計画						
	2. 標定点及び検証点の 設置・計測						
	3. 対空標識の設置						
	4. 標定点の設置・計測						
	5. 細部測量						
	6. 3次元形状復元						
	7. 数値編集						
	8. 3次元点群データの作成						
	9. 起工測量計測データの作成						
	10. 精度確認						
	11. 現場準備・後片付け						
	12. 諸経費						
2	3次元設計データ作成費	ICT活用 施工規模〇〇m2 (諸経費を含む)	式	1	熊本	詳細は見積 条件のとおり	—
	1. 3次元設計データ作成費						
	2. 諸経費						

見積条件（例）

工事名： ●●●●●工事

- ※ 3次元起工測量の内容及び見積条件は下記を想定しています。
※ 3次元起工測量費の見積は1式にて依頼していますが、下記項目毎の細別金額も報告をお願いします。
※ 下記に記載している作業がない場合は、0（ゼロ）と記載して報告をお願いします。
※ 周辺地権者交渉および関係機関協議にかかる費用は、間接費に含まれる。
※ 見積書は、一般管理費等、諸経費込みの価格を明示をお願いします。
※ 現地に適した3次元計測技術が下記によらない場合は、必要な作業内容の報告をお願いします。

1. 作業計画

UAVの撮影計画においては所定のラップ率、地上画素寸法が確保できる飛行経路および飛行高度を算出するソフトウェアを用いて揚重能力とバッテリー容量に留意の上、撮影計画を立案する。LS計測においても設置位置の選定を含めた計測計画の立案に係る作業。

2. 標定点及び検証点の設置・計測

空中写真測量(UAV)による計測結果を3次元座標へ変換するための標定点と精度確認用の検証点を設置する。標定点および検証点は工事基準点、あるいは工事基準点からTSを用いて計測を行う。

3. 対空標識の設置

標定点および検証点の写真座標を測定するため、標定点および検証点に一時標識を設置する。なお、上述の「標定点および検証点の設置・計測」と同時に実施し、新たな作業が発生しなかった場合は計上しない。

4. 標定点の設置・計測

標定点を用いてLSによる計測結果を3次元座標へ変換、あるいは複数回の計測結果を標定点を用いて合成する場合は標定点を設置する。

5. 細部測量

UAVによる測量の場合は航空法に基づく「無人航空機の飛行機に関する許可・承認の審査要領」の許可要件に準じた飛行マニュアルを作成の上、マニュアルに沿って安全に留意した空中写真測量を行う。（空中写真測量の実施）LSによる計測の場合はレーザー出来形管理要領に従い、計測の留意点に配慮して計測を行う。（LS計測の実施）

6. 3次元形状復元

標定点と特徴点の写真座標等を用いて、空中写真の外部標定要素及び地形・地物の3次元形状を復元する。

7. 数値編集

必要に応じて3次元点群から不良な点を除去する作業

8. 3次元点群データの作成

「空中写真出来高管理要領」及び「レーザー出来高管理要領」に従って3次元点群データファイルを作成する。

9. 起工測量計測データの作成

点群データを対象にTINを配置し、起工測量計測データを作成する。

10. 精度確認

点群データ上での検証点の座標とTSを用いて設置した検証点の座標の真値を比較し、許容誤差以内であることを確認する。

11. 現場準備・後片付け

屋外作業をする際の準備・後片付け（ただし、通勤時間は除く）

12. 諸経費

※ 3次元設計データ作成費については、数量算出も含む。